地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置進捗状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

 静岡県監査委員
 森
 裕

 静岡県監査委員
 渡邊芳文

 静岡県監査委員
 渡瀬典幸

 静岡県監査委員
 大石哲司

1 包括外部監査の特定事件

平成30年度

「指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

注1)表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成30年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

	監査結果	1	措置の			
ラ ハ	H v ÷	報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期	担当課
区分	内容	当ページ	(区分)		・完了予定時期	
B 静同	岡県男女共同参画センター					
	①指定管理者の選定について			指定管理者の募集につ		
	指定管理期間の第1期は3者が			いては、募集前に行政経		
	応募したが、第2~4期は1者応			営課が開催する「ふじの		
	募の状況にある。県男女共同参画			くに施設紹介フェア」に		
	センターの運営が主な業務であ			参加するなど、必要な情		
	り、貸会議室運営は副次的な業務			報等を提供しているとこ		
	であるため、応募者が男女共同参			ろであるが、より広く参		
	画事業に関する運営ノウハウをも			入の可能性を高めるため		
	つ者に限られてしまう傾向にある			にも、次期募集において		
	ことからやむを得ない面もあると			は、募集要項の配布から		
	考えられる。			申請受付終了日までの期		
	しかしながら、募集要項の配布			間を十分に確保すること		
	から申請受付終了日までの期間		措置	とした。	令和3年	男女共同
意見	が、第2期(42日間)、第3期	P 34	完了		2月	参画課
	(17 日間)、第4期(26 日間)		,		2),	
	となっており、新たに応募しよう					
	とする者にとって十分な検討期間					
	が確保されているとはいえず、参					
	入障壁となっている可能性がある					
	と考えられる。					
	指定管理料の決定と議会日程の					
	関係で、募集要項の配布から申請					
	受付終了日までの期間が決定され					
	るとはいえ、新たに応募しようと					
	する者にとって十分な検討期間が					
	確保されるよう配慮すべきであ					
- 45	3.					
C 静	岡県県民の森施設 ① 和田本教の日標に ○) で			現在、日帰り客を含め		
	①利用者数の目標について おおおおける			た施設利用者数は、平成		
	当該施設は、利用者数ではな			15 年から 17 年までの調		
	く、利用料金収入を目標に設定しており、利用者料は安泊をのかる。			査実績を基に宿泊者数に		
	ており、利用者数は宿泊客のみを カウントし、日帰り客は対象とな			対する日帰り客の割合か		
	カリントし、日帰り各は対象となっていない。しかし、設置目的や			ら参考値として算出して		
意見	施設内容に照らせば、どれだけ多	P44	措置	いる。 施設利用者数の適切な	令和2年	環境
忠元	一地	1 44 1 44	完 了	算出方法等について再度	5月	ふれあい課
	とよりも、どれだけ多くの県民に			検証した上で、次期指定		
	利用されているのかということの			管理協定更新時(現協定		
	方が、より重要なポイントではな			は令和4年3月31日ま		
	いかと思われる。			で)に静岡県県民の森施設における管理運営業務		
	したがって、担当課は、利用者			放における官珪連呂乗務 の基準に示している経営		
I		i	I		Į	l

	数のカウント対象に日帰り客も加えると共に、利用者数についても目標を設定し、指定管理者とともに利用者数の増加を図る努力をするべきである。			努力目標に、 日標に 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		
意	② では、	P44	措 完置 了	1 30 年で 30 名 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	令和3年3月	環 ぷれあい課

意見	岡県 (家体) (では、) (では	P58	措完置了	令和2年度予算により コマ数カウントでの令 後にの今 後は指定管理なり にコマ単位の利用を付けることがです。 ははなどの活用を検討していく。	令和2年 9月	文化政策課
意見	①施設の検討 当該施設に言えば、SPACがは、SPACがは、活動を行うている市とのをでしたないでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これ	P70	措置中	理活公へ討 たるるツ 部なじきるを年づ点大、つ理活公へ討 たるるツ 部なじきるを年づ点大、つ理活公へ討 たるるツ 部なじきるを年づ点大、つ はに等設 は踏劇享実」令想氮流手りと関げ県て 、関を見 、まを受現構和にをの法と関が、民検 新す見学 外え通です想3基拠拡やに理活公へ計 たるるツ 部なじきるを年づ点大、つ	令和4年 3月	文化政策課

いて検討する。 いくことが予想される中で、現状 の活用方法のままでは、県民の理 解は得にくいであろう。 SPACは、公益財団法人とい う形態にはなっているが、実質的 に静岡県の劇団であり、そのSP ACの芸術活動の場が当該施設で あるとすれば、SPACの活動は もっと積極的に県民に還元される べきであるし、当該施設はSPA Cの活動を県民に還元するための 場としてもっと積極的に活用でき るものにしていくべきである。 担当課は、当該施設の本来の目 的であるSPACの芸術活動の場 としての機能を維持することを考 慮しながらも、より積極的な一般 利用の方法、県民への還元の方法 を検討すべきである。 また、現状では、SPACの専 用使用を前提としていることか ら、公園の使用者であるSPAC が当該施設の指定管理業務を担う という特殊な状況にある。今後、 公園の一般利用が進み、公園の位 置づけの見直しが必要となる場合 には、指定管理者についても、必 ずしもSPACでなくてもよくな ることも考えられるため、その際 には、指定管理者の選定方法につ いても見直すべきである。 管理者との検討の結 ②警備に関する支出の見直しにつ 果、様々な連絡を受け付 いて ける第一の窓口として、 当該施設では、365 日、24 時 常駐警備員は継続する予 間体制で警備員を配置しており、 定である。 施設正面入口から外部に対する一 警備等常駐業者、SP 定の牽制効果が期待できるほか、 ACスタッフ等の例月管 SPACのスタッフ・宿泊者・園 理業務打合せを実施し、 措置 地散策者等を含めた施設利用者か 令和3年 文 化 日常警備等の情報交換を P71 らの様々な連絡を受け付ける第一 対応中 10 月 政策課 行い、警備強化・改善に の窓口になっている。 努めている。 しかし、その反面、監視カメラ 令和2年度に策定した もなく、樹木も多い見通しの悪い 「演劇の都」構想を踏ま 広い園内で本当に必要としている え、適正な警備体制につ レベルの警備ができているのか、 いて検討を進めていく。 という疑問もある。

意見

担当課は、警備体制のあり方と

	警備に関する費用対効果について 再検証すべきである。					
F 静同		 場				
r ff 見	② 原子 (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	P85	検討中	20、30 年末 20	令和4年3月	スポーツ 課
意見	③コンセッション事業の導入可能性の検討について当該施設では、制度の標準期間である5年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視	P86	検討中	(施設の設置目的、規模など)と併せて、公費負担の抑制効果、競争性確保によるサービス向上効	令和4年	スポーツ振興課

設に最も適合する官民連 野に立った提案を受けにくいこと 携制度を研究する。 が課題である。 次期、指定管理募集時 第 4 期 (平成 30~令和 4 年 期となる令和4年度に向 度)募集において、応募者(現指 け検討していく。 定管理者) から施設整備に関する 提案を受け、トレーニング室のリ ニューアルや Wi-Fi の整備等が進 められ、施設の利便性が図られて きたところであるが、指定期間が 今よりも長く設定されれば、より 長期的な投資提案を受けられるこ とも期待される。 指定管理者制度以外の官民連携制 度にコンセッション方式がある が、コンセッションによれば、数 十年という長期契約も可能となる ことから事業者の裁量は広がり、 中長期の設備更新という行政課題 についても、民間ノウハウを生か した提案を受けられる可能性が出 てくる。 文部科学省の「文教施設におけ る公共施設等運営権の導入に関す る検討会」最終報告でも、スポー ツ施設におけるコンセッション制 度導入のメリット等が示されてお り、たとえ独立採算が見込めない 施設であっても、公的負担の抑制 効果が出れば有用であることか ら、当該施設に最も適合する官民 連携制度を研究し、効率的な経営 の仕組みを構築していくことを検 討されたい。 現在、2施設とも土地 ④ネーミングライツ等の他の収益 を市から無償で借用して 獲得施策の立案について いること、富士水泳場に スポーツ庁では、スポーツ施設 ついては、オリンピック の収益拡大施策についての各自治 関連イベントの誘致を目 体の取組事例を紹介しており、ネ 指している施設であるこ ーミングライツによりスポンサー とから、ネーミングライ を募る公共施設等の例も散見され スポーツ 令和4年 P86 ツについては、公募の対 検討中 3月 振興課 る。 象外施設とされている。 安全なスポーツ施設を持続的に

意見

安全なスポーツ施設を持続的に 運営していくためには、何よりも 安定した財源の確保が課題であ り、コンセッション事業の導入等 の官民連携による効率的な経営の 仕組みを考えるとともに、施設の とから、ネーミングライツについては、公募の対象外施設とされている。 現在は、要項により禁止行為としている広告等の掲示については、近年の公共施設の運営手法の

多様化の状況を踏まえ、

財源確保の観点から、次

	設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これ				期、指定管理募集時期となる令和4年度に向け検		
	に有する収益性を見出して、これ を活用していく施策を立案してい				おしていく。		
	くことも重要である。ネーミング ライツのように施設そのものに係						
	るもののほか、施設内外の看板設置による広告の人物である。ませんの						
	置による広告収入策や、寄付金の						
	募集、基金の創設等の一層の財源						
	確保に取り組まれたい。スポーツ						
	競技は、官民問わず、企業広告や						
	協賛の対象となることが多いこと						
	からさまざまな事例があるため、						
	これらを検証し、当該施設にふさ						
	わしい方法を研究する必要があ						
~ ±2.177.	1日 - 和春取り、江梨 トンク	<u>. </u>			<u> </u>		
〇 静岡]県立朝霧野外活動センター 		Т		Г	<u> </u>	
	②収支計算の見直しについて						
	指定管理者制度導入以降に人件						
	費が大きく減少し、このままでは						
	指定管理者の引受先がなくなり、						
	事業を継続できなくなるリスクが						
	ある。						
	これに対して、単純に人件費を						
	増額すればいいのではなく、収支						
	計算について総合的に見直してい						
	くべきである。具体的なポイント						
	としては、次のような点が考えら						
	える。				マ 和田老舟担割会が任		
	ア. 利用料金と自主事業の利用料				ア. 利用者負担割合が低い現状を踏まえ、施設の		
	減免の見直しについて				継続的・安定的な運営を		
	県(税金)と利用者による施設		措	置	図り、適切に維持管理し	令和2年	社会
意見	の維持管理コストの負担状況と、	P176	1	了	ていくため、利用料金と	12月	教育課
	利用者1人当たりの負担金額を比				減免基準を見直した。さ	- /:	
	較すると、税金負担額が大きいこ				らに、スケートリンクの		
	とがわかる。				利用料金を新たに設定す		
	当該施設で利用者収入が少ない				る。		
	要因は、料金設定の低さと減免対				令和2年度に必要とな		
	象の割合が大きいことにある。				る条例・規則を改正し、		
	利用料金については、担当課に				令和4年度から施行す		
	よって平成 26 年度に見直しが検				る。		
	討され、他の都道府県にある同様						
	の施設の料金との比較も行われて						
	いるが、利用者収入を増やすため						
	にはどこを見直すべきか、といっ						
	たアプローチではなく、現行の料						
	金設定を継続する理由付けに終わ						
	っている。しかし、スケートリン						

クの利用料金の設定など再度検討 すべき余地があると考える。

たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。

減免については、自主事業にお ける利用料負担を見直すべきであ る。

イ. 支出項目の見直し

スケートリンクの保守管理費用 が多額で、かつ限られた利用者が 追加負担ゼロで利用していること について、スケートリンクを存続 する意義について検討すべきであ る。

ウ. 指定管理料の上限額の算定方 注

指定管理料の上限額の算定は、 概ね過去4年間の実績平均に基本 の実績平均に基準 の経営努力分などの分析は行行 の経営努力分などの指定の 行った。次の指定の 行った。次の上限額の に、『手引』に従って、指定 者の経営努力分の分析を行来に 者の経営努力分の に、人件費については、将 に、 たって積極的に見直しを 行う必 がある。 イ.利用状況や設備状態 等を基に検討を行った。 スケートリンクは、冬季 の利用推進に寄与してお り、設備も比較的良好な 状態であることから、引 き続き活用を図ってい く。

また、維持管理費について、利用者に一定の負担を求めるため、利用料 金を新たに設定する。

ウ. 令和2年度からの指 定管理者の公募にあた り、過去実績を精査する とともに、人件費を見直 しの上、上限額を算定し た。

P 静岡県立三ヶ日青年の家

③収支計算の見直しについて 施設全体の収支差額合計は1億 円を超える赤字で推移しており、 継続的に、収支の見直しを検討す るべきである。具体的に見直すポ イントとしては、利用料金の利用

P189 措置 完了 利用者負担割合が低い 現状を踏まえ、施設の継 続的・安定的な運営を図 り、適切に維持管理して いくため、利用料金と減 免基準を見直す。

令和2年度に必要とな

令和2年 12月 社 会教育課

料減免の見直しが考えられる。		る条例・規則を改正し、	
県(税金)と利用者による施設の		令和4年度から施行す	
維持管理コストの負担状況と、利		る。	
用者1人当たりの負担金額からす			
ると、利用者負担額に比べて税金			
負担額が大きいことがわかる。当			
該施設で利用者収入が少ない要因			
は、料金設定の低さと減免対象の			
割合が大きいことにある。			
利用料金については、担当課に			
よって平成 28 年度に見直しの要			
否が検討されていて、他の都道府			
県にある同様の施設の料金との比			
較も行われているが、利用者収入			
を増やすためにはどこを見直すべ			
きか、といったアプローチではな			
く、今の料金設定を見直さなくて			
もいいとする理由付けに終わって			
いる。たとえば、他の施設との比			
較であれば、利用者1人当たり指			
定管理料や利用者負担率といった			
全体の収支計算から当該施設の状			
況を把握することや、料金区分別			
の利用者数をもとに利用者収入の			
シミュレーションをすることも考			
えられる。			